第十七条第二項中「知れている債権者」を「廃止しようとする資金移動業として行う為替取引に関し負担する債務に係る債権者のうち知れている者」に改め、同項第一号中「その」を「廃止しようとする資金移動業として」に改め、同項第二号中「その債務」を「廃止しようとする資金移動業として行う為替取引に関し負担する債務」に改める。

第十九条第一項中「もの」の下に「及び為替取引に関し負担する債務の履行を完了した場合として第十七条第二項に定める場合における当該債務に係るもの」を加える。

第二十条中「。以下同じ」を削る。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二　仮想通貨

（仮想通貨交換業の登録が取り消された法人の取締役等であった者に準ずる者）

第二十条の二　法第六十三条の五第一項第十号ホに規定する政令で定める者は、法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であって、その処分を受けた日から五年を経過しない者とする。

（仮想通貨交換業者が電子公告により仮想通貨交換業の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

第二十条の三　法第六十三条の二十第三項の規定による公告を電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。）によりする場合について、法第六十三条の二十第六項及び第七項において会社法の規定を準用する場合における同条第六項及び第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十条第三項（各号を除く。）	前二項	第一項
	これらの	同項の

第二十五条の見出し中「資金移動業者」を「資金移動業等関係業者」に改める。

第二十八条第三項中「、前払式支払手段発行者」を「前払式支払手段発行者」に改める。

第二十九条第二項中「従たる営業所」を「支店」に改め、同条第三項中「、資金移動業者」を「資金移動業者」に改める。

本則に次の一条を加える。

（仮想通貨交換業に関する財務局長等への権限の委任）

第三十条　法第百四条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第三章の二の規定による権限（第四項において「長官権限」という。）は、仮想通貨交換業者（法第六十三条の二の登録を受けようとする者を含む。）の本店（法第二条第九項に規定する外国仮想通貨交換業者である仮想通貨交換業者にあっては、国内における主たる営業所。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、法第六十三条の十五第一項及び第二項（これらの規定を情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十二号）附則第八条第二項の規定により適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2　法第六十三条の十五第一項及び第二項の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（次項において「検査等」という。）で仮想通貨交換業者の本店以外の営業所（以下この条において「支店」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3　前項の規定により仮想通貨交換業者の支店に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該仮想通貨交換業者の本店又は当該支店以外の支店に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店又は当該支店以外の支店に対し、検査等を行うことができる。

4　前三項の規定は、長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5　金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条及び別表第四号中「第三十一条」を「第三十二条」に改める。

（国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十二条　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成二十七年政令第三百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「財産は」の下に「、仮想通貨（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する仮想通貨をいう。）」を加え、「（平成二十一年法律第五十九号）」を削る。

（金融庁組織令の一部改正）

第十三条　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十九号中「フ」を「コ」に改める。

第四条第三号オを同号クとし、同号ワからノまでを同号カからオまでとし、同号ヲの次に次のように加える。

ワ　仮想通貨交換業を行う者

第五条第一項第一号ケ中「第十九条第一項第六号カ」を「第十九条第一項第六号ヨ」に改め、同号ケを同号フとし、同号マを同号ケとし、同号ヤを同号マとし、同号クの次に次のように加える。

ヤ　仮想通貨交換業を行う者

第五条第二項中「マ」を「ケ」に改める。

第十六条第五号中「第四条第三号ツからオまで」を「第四条第三号ネからクまで」に改める。

第十九条第一項第六号ツを同号ネとし、同号ワからソまでを同号カからツまでとし、同号ヲの次に次のように加える。

ワ　仮想通貨交換業を行う者

第十九条第二項中「ワまで及びヨからツまで」を「カまで及びタからネまで」に改める。

第二十条第一項第一号ただし書中「前条第一項第六号ソ」を「前条第一項第六号ツ」に改める。

第二十二条第一項第一号ただし書中「第十九条第一項第六号ツ」を「第十九条第一項第六号ネ」に改める。

（財務省組織令の一部改正）

第十四条　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第八条第十六号及び第五十八条第十一号中「第二条第二項第三十六号」を「第二条第二項第三十七号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（附則第十九条を除く。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同法附則第十九条の規定の施行の日（同年三月二十五日）から施行する。

（保有者に対する前払式支払手段の払戻しに関する経過措置）

第二条　情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第十一条の規定による改正後の資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号。以下「新資金決済法」という。）第二十条の規定は、前払式支払手段発行者（新資金決済法第二条第一項に規定する前払式支払手段発行者をいう。以下この条において同じ。）が改正法の施行の日（以下「改正法施行日」という。）以後に新資金決済法第二十条第一項各号のいずれかに該当することとなった場合について適用し、前払式支払手段発行者が改正法施行日前に改正法第十一条の規定による改正前の資金決済に関する法律第二十条第一項各号のいずれかに該当する場合については、なお従前の例による。